令和2年度 第6回三重地方最低賃金審議会議事録

- 1 開催日時 令和2年10月22日(水) 11時00分~11時45分
- 2 開催場所 津市桜橋2丁目191-4 三重県医師会館 4階 代議員会室
- 3 出席委員

公 益 代 表 藤本 真理 真伏 利典 三好 正人 八木 規夫 安井 広伸 労働者代表 太田 美子 加鹿 康夫 鈴木 基生 高津 健一 使用者代表 遠藤修一郎 栗須百合香 西場 康弘 別所 浩己 宮路 元美

4 議題

- (1) 三重県特定(産業別)最低賃金の改正決定等について(答申)
- (2) その他

5 開 会

(監察監督官)

定刻になりましたので、只今から令和2年度第6回三重地方最低賃金審議会を開催させていただきます。

まず、出席委員の確認についてでございますが、本日は、労側の田所委員からご 欠席とのご連絡をいただいており、定足数 15 名の内、現在、14 名の委員にご出席い ただいております。

従いまして、最低賃金審議会令第5条第2項の定足数を満たし、有効に成立していることをご報告させていただきます。

それでは、これより議事に入りますが、議事進行は運営規程により会長に行っていただくことになっておりますので、安井会長、よろしくお願いいたします。

6 議 事

(1) 三重県特定(産業別)最低賃金の改正決定等について(答申)

(会 長)

本日も委員の皆様には、ご多用のところ本審議会にお集まりいただきまして誠に ありがとうございます。

10月も後半になってまいりまして、秋らしくといいますか、日によって寒いくらいの日がありますけれども、今年の夏は、コロナで全てが様変わりをしてしまった夏だったなあと、その反面、今年は台風の上陸が全くなかったというこれもまた珍しい良い意味での異常気象であったなと思っております。そのような中でこれから

寒くなってきますとコロナと合わせてインフルエンザの流行も考えられます。委員 の皆様には、ご健康に十分ご留意いただきたいと思います。

その中で9月の半ばから始まりました特定(産業別)最低賃金の専門部会には、 委員の皆様、沢山の時間を費やしていただきまして、この厳しい環境の中、熱心な ご審議をいただきました。本審の委員の皆様にも多数携わっていただきましたし、 本日はお集まりいただいておりませんけれどもその他の委員の皆様、今日来て頂い た皆様には、改めて感謝を申し上げる次第でございます。

本日は、その専門部会からの報告書を基に答申させていただくという非常に重要な審議会でございます。最後まで熱心なご審議をよろしくお願いいたします。

それでは、只今から令和2年度第6回三重地方最低賃金審議会を開催いたします。 議事に入ります前に、本日の議事録署名委員の指名をさせていただきます。

労側は 鈴木委員

使側は 宮路委員

にお願いいたします。よろしくお願いいたします。

先ず、資料が配布されておりますので、事務局の方から、順次説明をお願いいた します。

(室 長)

それでは、私からご説明をさせていただきます。

お手元に配らせていただいております1ページ目でございますが、昨年度と今年度の最低賃金審議の経過の一覧を作成し入れさせていただいておりますので、ご覧いただきたいと思います。

横に二重線の上の方に三重県の地域別最低賃金、その下に4業種の特定(産業別) 最低賃金の経過を上げさせていただいております。

経過は、申出書受理日、必要性の諮問日、金額改正の諮問日、本年度の各専門部会の開催日、専門部会の結審日・報告日、本審答申日の順に並べさせていただいております。

次に、2ページ以降に各専門部会の報告書の写しを付けてございます。後程、順次読み上げさせていただくこととしております。

説明は簡単ではございますが以上でございます。

(会 長)

それでは、議題(1)の「三重県特定(産業別)最低賃金の改正決定等について」の審議の進め方でございますが、先ず、各専門部会における金額改正の審議経過等を簡単に部会長ないし部会長代理からご報告していただき、その後、報告書を事務局の方で読み上げた後、個別に審議し結論を出していく形にさせていただきたいと思いますが、それでよろしゅうございますでしょうか。

それでは、特にご異議がないようですので、そのような形で進めさせていただき

ます。

各専門部会から本審への報告書は、その写しが、資料の2ページ以降に添付していただいてありますので、ご覧いただきたいと思います。

【① ガラス・同製品製造業】

(会 長)

先ず、ガラス・同製品製造業最低賃金専門部会の審議経過等について、三好部会 長代理から報告させていただきます。

(三好部会長代理)

それでは、部会長が会長でございますので、部会長代理の私からご報告させてい ただきます。

ガラス・同製品製造業最低賃金専門部会におけます審議経過等についてご報告させていただきます。

9月18日の合同部会の後、10月7日、13日、15日と計4回の専門部会を開催し、 労使双方皆様に熱心に金額検討をしていただいた結果、全会一致で1円アップの時間額901円となりましたことをご報告させていただきます。よろしくお願いいたします。

(会 長)

それでは、引き続き、これから報告書の朗読を事務局の方でお願いいたしますが、 この後、3業種の報告が続きます。時間的なことも考えまして、効率化を図る意味 で、朗読は、改正部分のみ、具体的には、別紙のところは、時間額のみという形に したいと思います。

では、事務局、お願いします。

(室 長)

2ページをご覧いただきたいと思います。

一 室長、「報告書」を朗読 一

(会 長)

ありがとうございました。

ガラス・同製品製造業最低賃金は、専門部会において、この報告書のとおり、金額改正が、結審されております。

この報告書の内容につきまして、ご意見・ご質問等はございませんか。

特に、ご意見・ご質問がないようですので、ガラス・同製品製造業最低賃金専門 部会の報告書の内容により答申を行うこととしてよろしいかどうか、採決を取らせ ていただきます。 この報告書の内容に賛成の方は挙手をお願いします。

(公益<u>4</u>名、労側<u>4</u>名、使側 <u>5</u>名) 計 賛成<u>13</u>名 全員賛成でございます。

採決の結果、全会一致につき、この報告書の内容で答申をさせていただきます。

【② 電線・ケーブル製造業】

(会 長)

次に、電線・ケーブル製造業最低賃金専門部会の審議経過等について真伏部会長から報告をお願いします。

(真伏部会長)

それでは、電線・ケーブル製造業最低賃金専門部会における審議経過等について ご報告いたします。

9月18日の合同部会の後、10月5日、8日、19日と計4回の専門部会を開催し、 熱心に金額検討をしていただいた結果、全会一致で1円アップの時間額921円となりましたことをご報告いたします。以上です。

(会 長)

ありがとうございました。

それでは報告書の朗読を、事務局の方でお願いします。

(室 長)

それでは、4ページをご覧下さい。

一 室長、「報告書」を朗読 一

(会 長)

電線・ケーブル製造業最低賃金は、専門部会において、この報告書のとおり、金額改正が、結審されております。

この報告書の内容について、ご意見・ご質問等はございませんか。

特に、ご意見・ご質問がないようですので、電線・ケーブル製造業最低賃金専門 部会の報告書の内容により答申を行うこととしてよろしいかどうか、採決を取らせ ていただきます。

この報告書の内容に賛成の方は挙手をお願いします。

(公益<u>4</u>名、労側<u>4</u>名、使側 <u>5</u>名) 計 賛成<u>13</u>名

全員賛成でございます。

採決の結果、全会一致につき、この報告書の内容で答申をさせていただきます。

【③ 電気機械器具製造業】

(会 長)

電気機械器具製造業最低賃金専門部会におけます審議経過等について八木部会長から報告をお願いします。

(八木部会長)

それでは、電気機械器具製造業最低賃金専門部会におけます審議経過等について ご報告させていただきます。

9月18日の合同部会の後、10月5日、8日、20日と計4回の専門部会を開催し、熱心なご審議を尽くしていただきましたが、残念ながら、労使双方合意には至らず、公益案を提示し、労働者側全員反対の黒三角での結審となりましたが、賛成多数で、1円アップの時間額906円となりましたことをご報告させていただきます。以上です。

(会 長)

ありがとうございました。

それでは報告書の朗読を、事務局、お願いします。

(室 長)

6ページをご覧下さい。

一 室長、「報告書」を朗読 一

(会 長)

ありがとうございました。

電気機械器具製造業最低賃金は、専門部会において、この報告書のとおり、金額改正が、結審されております。

この報告書の内容について、ご意見・ご質問等はございませんでしょうか。

特に、ご意見・ご質問がないようでございますので、電気機械器具製造業最低賃 金専門部会の報告書の内容により答申を行うこととしてよろしいかどうか、採決を 取らせていただきます。

この報告書の内容に賛成の方は挙手をお願いします。

 (公益 4 名、労側 0 名、使側 5 名)
 1 賛成 9 名

 反対の方は挙手願います。

(労側<u>4</u>名、使側 <u>0</u>名) 計 反対<u>4</u>名

ありがとうございました。

採決の結果、賛成多数につき、この報告書の内容で答申をさせていただくととなります。

【④ 輸送用機械器具製造業】

(会 長)

輸送用機械器具製造業専門部会におけます審議経過等について藤本部会長から報告をお願いします。

(藤本部会長)

それでは、輸送用機械器具製造業最低賃金専門部会におけます審議経過等についてご報告申し上げます。

9月18日の合同部会の後、10月1日、5日、20日と計4回の専門部会を開催し、 熱心に金額検討をしていただきました結果、全会一致で1円アップの時間額942円 となりましたことをご報告申し上げます。

(会 長)

ありがとうございました。

それでは報告書の朗読を、事務局のほうで、お願いします。

(室 長)

8ページをご覧下さい。

一 室長、「報告書」を朗読 一

(会 長)

ありがとうございました。

輸送用機械器具製造業最低賃金は、専門部会におきまして、この報告書のとおり、金額改正が、結審されております。

この報告書の内容について、ご意見・ご質問等はございませんでしょうか。

特に、ご意見・ご質問がないようですので、輸送用機械器具製造業最低賃金専門 部会の報告書の内容により答申を行うこととしてよろしいか、採決を取らせていた だきます。

この報告書の内容で賛成の方は挙手をお願いします。

(公益 4 名、労側 4 名、使側 5 名) 計 賛成 13 名

全員賛成でございます。

採決の結果、全会一致につき、この報告書の内容で答申をさせていただきたいと 思います。

以上、4部会のご審議をいただきました。ありがとうございました。

それでは、各部会の報告書は、これで全て揃いましたので、事務局の方で答申文 (案)のご用意をお願いします。

一 4業種に係る答申文(案)を会長に届ける 一

一 4業種に係る答申文(案)各委員に配布 一

(会 長)

只今、4業種の産業別最低賃金の改正決定に係る答申文(案)を作成していただき、皆様のお手元に配布させていただきました。

4業種同じような内容でございますので、これらを一括して決定することにした いと思います。事務局の方でよろしくお願いいたします。

(室 長)

今回の答申文(案)につきまして、全部で4業種に係る答申文(案)をクリップで留めてお配りさせていただきました。

読み上げは時間の都合により、ガラス・同製品製造業のみにさせていただきたい と思いますのでよろしくお願いいたします。

一 室長、「答申文(案)」を朗読 一

(会 長)

只今、事務局の読み上げは、ガラス・同製品製造業に限らせていただきましたが、 同じような内容があと3業種続いております。

それぞれの内容をご覧いただきまして、この4業種の答申についてご意見・ご質 問何かございませんか。

よろしいでしょうか。

それでは、特にご質問もないようですので、答申文(案)のとおり答申をさせて いただくことでご異議ございませんでしょうか。

― 「異議なし」の声あり ―

(会 長)

異議なしとのご発言をいただきました。

皆さまの賛同が得られましたので、この答申文(案)の内容のとおり報告をさせていただきたいと思います。

それでは、(案)を取り、局長の方に答申させていただきます。

事務局の方で答申文(正本)の準備をお願いします。

- 4業種に係る答申文(正本)を事務局から会長に届ける ―
 - 一 会長から局長に答申文を手交 一

(会 長)

只今、局長の方に答申文をお渡しさせていただきました。 局長からお言葉をいただきたいと思います。局長よろしくお願いします。

(局 長)

皆さん、本日はお集まりいただきましてありがとうございます。

只今、4業種の特定(産業別)最低金額改正に係る答申をいただきました。

8月5日、非常に暑い日であったかと思いますが、金額改正の諮問をさせていただき、その後、業種別の専門部会において、9月18日から10月20日まで4回ずつ慎重にご審議を重ねていただきました。昨年度までと異なり、依然として経済情勢、雇用情勢の不透明な中、大変難しい議論があったとお聞きしております。そうした中にありまして、皆様方のご尽力により取りまとめていただきました。本当に心から感謝申し上げます。ありがとうございます。

結果として、白丸、全会一致が3業種、黒三角(労働者側反対)1業種でございました。これも特定(産業別)最低賃金が、関係労使の皆さん方のイニシアティブ発揮によって設定されるという性格に基づいて、金額の改正に関する調査審議の段階から、取り組んでいただいた結果であると考えております。

安井会長をはじめ公労使委員の皆様には大変ご尽力を賜りまして、改めて深く感謝を申し上げる次第でございます。改めてお礼を申し上げます。

今後でございますが、所要の事務手続き等を経て、12月21日からの効力発生に向けて処理を進めてまいりたいと考えております。

大変ご苦労をいただいて取りまとめいただいたものになりますので、今後、十分 周知広報啓発に取り組んでまいりますとともに円滑な履行確保に向けてまいりたい と考えております。本日は誠にありがとうございました。

(会 長)

西田局長、どうもありがとうございました。 この後の流れにつきまして、事務局から説明お願いします。

(室 長)

はい、この後、次回、第7回最低賃金審議会の日程等についてでございます。

先程、答申をいただきましたので、これを受け「特定(産業別)最低賃金の改正 決定に係る意見に関する公示を法第15条第3項に基づき、本日から11月6日(金) までを公示期間として掲示させていただきます。

その結果、特定(産業別)最低賃金の改正決定に係る答申に関する異議申出が提

出された場合は、その申出について審議会に諮問を行い、意見を求めなければならないことになっておりますので、翌日、土日を跨ぎますが、11月9日(月)の午前10時から異議審の開催を予定したいと思います。

従来、異議はないようですが、もしあった場合に備えて、最低限の定足数を満た す必要がございますので、公労使の各3分の1以上、又は全体の3分の2以上出席 していただかないと審議会が成立しませんので、お忙しいとは存じますが、調整の 方を何卒よろしくお願いいたします。

異議申出が提出されなかった場合は、審議会を開く必要はございませんので、中止とさせていただき、11月6日までが公示期間ですので、11月6日の(金)の夕方に、事務局より電話で中止の連絡をさせていただきたいと思いますのでよろしくお願いします。万が一電話が繋がらない場合は、FAX等でなんとか連絡をつけさせていただきたいと思います。

異議審が中止となりますと、次回は、来年度の特定(産業別)最低賃金の申出の取扱いについて等を議題としまして、例年どおり来年2月での日程調整をお願いいたしたいと考えております。会場の都合上、勝手ではございますが、2月16日(火)は午前中のみ、17日(水)・18日(木)の3日間で調整いただければ幸いでございます。この3日間で難しいようでありましたら、再度、調整させていただこうと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

ただ、現段階での日程調整は難しいと存じますので、年始早々位にファックス等で日程調整表を送付させていただこうと考えておりますのでよろしくお願いいたします。以上でございます。

(会 長)

只今、第7回最低賃金審議会の日程については、11月9日(月)の午前10時からというご案内をいただきました。開催されるかどうかは、まだ、未定ではございますが、委員の皆様には日程の確保をよろしくお願いします。

また、来年の話になってしまいますが、2月の予定も2月16、17、18の三日間の 候補を今あげさせていただいたところでございます。最終確定ではございませんが、 日程調整もよろしくお願い致します。

では、最後に労使の代表の方々からご意見を賜ればと思います。まず使用者側の方から如何でしょうか。

(西場委員)

それでは使用者側を代表いたしましてひとこと申し上げたいと思います。

まず、4業種の方、予備日を使っての熱心な討議という形で、公益委員の皆さん、 また労働側のみなさん、そして事務局の皆さん、どうもお疲れさまでございました。 ありがとうございました。

今回の特定(産業別)最低賃金につきまして、これに先立ってその必要性につい

て我々使用者側としては、色々お話をいたしました。その中では本当に必要性があるのかどうか。また、三重県労使の関係そういうのもどうしようかという形で、かなり使側でも揉めました。しかし、労使関係を重視したという形で、今回開催させていただいた。このような中で使側は1円、これがもう精一杯でございました。三業種で白丸、一業種で黒三角となったわけでございますが、全業種で白をつけたかったというのが本音でございます。

当然、使側は使用者側代表、労側は労働者側代表ということで、それぞれの立場でなにかと大変だったかと思いますが、このような景気下で、今後、コロナの影響というのが特に欧州を中心にまた急速に広がりつつあります。日本にどう影響するのか、三重県にはどう影響するのかということで、非常に心配でございます。

我々は、このような中ではございますが、事業継続、そして雇用を守っていくということを基本理念に頑張っていきたいと。労使の協力はやはり必要だと思います。ただ、労使が協力するだけでは、なかなかこの難局はだめで、そこで、労働行政の皆さん、是非とも色々な支援策を充実させていただいて、是非とも教えをいただきたいと思っております。以上でございます。

(会 長)

ありがとうございました。

では、労働者委員の代表の方お願いいたします。

(太田委員)

4業種の特定(産業別)最低賃金の審議にあたってはですけれども、公益側の委員の方、使用者側委員の方、私ども労働者側ということで熱心に議論をしていただいて本当にありがとうございました。結果、ひとつの業種につきましては、納得いかないところもありまして、重く受け止めるところでございます。

先ほど西場委員もおっしゃられましたように、コロナ禍ということで先行きがどうなるか見通せない中ですので、それを受けましてこれからどのように事業継続であるとか雇用を守っていくということをお互いに良い方向で進めるように努めていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

労働局の方におかれましては、結果1円プラスということになった訳でございますので、それぞれきちっとですね、該当する使用側につきましては、周知徹底をお願いして履行がきちっといくようにお願いしたいと思っておりますのでどうぞよろしくお願いいたします。

(会 長)

ありがとうございました。

では、最後に公益を代表して私からひとことご挨拶をさせていただきます。

このコロナ禍におきまして、厳しい状況のなかで、労使それぞれのお立場があり その中でのご熱心な審議をいただきました。

残念なことに1業種については労使合意点を見出すことはできませんでしたが、

他3業種につきましては、労使と一致をして結審をすることができたと。1業種につきましてももう少し時間があれば、ほんの少しの差というところだったと聞いております。いずれにしろ労使それぞれが歩み寄っていただきまして、使用者側からは、労働者に対する熱い思いを聞かせていただきましたし、労働者側からは、労働者を守りながら会社を守る思いを強く感じさせていただきました。

今年の結果3業種白丸、残念ながら1業種は黒三角でしたけれども、この結果というのは、まさしく労使が協力をしてコロナを克服していこうという意思の現れじゃなかろうかな、というふうに感じさせていただいたところでございます。

いつもお話させていただきますが、企業というのは、使用者側労働者側だけでは だめで、労使が一体となって進むことが企業の発展・繁栄に繋がることになり、ま た、4業種それぞれの業界におきましても発展にも繋がることだと考えております。 その結果を受けまして、是非4業種それぞれがコロナ禍を克服され発展されるこ とをご祈念申し上げまして私のご挨拶とさせていただきます。

最後になりますが、それぞれの4部会を取り仕切っていただいた部会長の皆様、 三重労働局の事務局の方々には大変ご苦労をおかけしたことだと思います。改めて 感謝申し上げたいと思います。

一応、これで今年の地賃から始まりまして特定(産業別)最低賃金まで一通り終わったというところでございます。この一年間本当にありがとうございました。

(2) その他

(会 長)

それでは、その他について事務局からご案内等何かございますか。

(室 長)

特にございません。

(会 長)

では、本日予定をしておりました議事は全て終了いたしました。

異議申し出があれば、11月9日にお集まりいただきますけれども、もしなければ、 年内の審議会としては本日が最後の審議会となります。

地賃につきましては、今年は残念な結果になりましたし、4業種については1業種少し色が付いた結果になりましたけれども、この一年間、皆様には色々なご理解・ご協力を賜りました。公益側からは色々無理難題も申し上げたかと思います。一応こういう結果を見たということでご了解をいただければと思います。

ただ、我々の任期は、年度内ということですので2月もございます。最後2月の 審議会にもお集まりいただきまして、来年に向けてのお話もさせていただかなけれ ばなりません。

いずれにしろ、この一年間皆様方のご理解ご協力に改めまして感謝申し上げまして本日の審議会を終了させていただきます。

本日は、ありがとうございました。

(皆)

ありがとうございました。

以上